

福岡市立東部地域小学校空調整備 P F I 事業 実施方針（案）

福岡市は「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号 最終改正：平成 23 年 8 月 30 日法律第 105 号）」第 5 条第 3 項の規定により、「福岡市立東部地域小学校空調整備 P F I 事業 実施方針」を公表する。

平成 26 年 7 月 3 日

福岡市長 高島 宗一郎

福岡市立東部地域小学校空調整備 P F I 事業

実施方針

平成 26 年 7 月 3 日

福岡市

【 目 次 】

I 特定事業の選定に関する事項	1
1 事業内容に関する事項.....	1
2 特定事業の選定に関する事項.....	3
II 事業者の募集及び選定に関する事項	5
1 事業者選定に関する基本的な考え方.....	5
2 選定の手順及びスケジュール（予定）.....	5
3 事業者の募集及び選定手続き等.....	6
4 入札参加者の構成.....	9
5 入札参加者の備えるべき参加資格要件.....	9
6 事業提案の審査及び事業者の選定に関する事項.....	12
7 提案審査書類の取扱い.....	13
8 S P Cの設立等.....	14
III 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	15
1 リスク分担の方法等.....	15
2 業務品質の確保.....	15
IV 事業計画又は協定の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	16
1 疑義対応.....	16
2 紛争処理機関.....	16
V 事業の継続が困難になった場合における措置に関する事項	17
1 本事業の継続に関する基本的な考え方.....	17
2 継続が困難となった場合の措置.....	17
3 融資機関又は融資団と市との協議.....	17
VI 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	18
1 法制上及び税制上の措置.....	18
2 財政上及び金融上の支援.....	18
3 学校施設の利用等に関する事項.....	18
VII その他、特定事業の実施に関し必要な事項	19
1 議会の決議.....	19
2 情報公開及び情報提供.....	19
3 本事業において使用する言語、通貨単位等.....	19
4 入札参加に伴う費用負担.....	19
5 実施方針等に関する問い合わせ先.....	19

- ・添付資料（東部） 1 リスク分担表
- ・添付資料（東部） 2 ※作成中
- ・添付資料（東部） 3 ※作成中
- ・添付資料（東部） 4 ※作成中

- ・様式（東部） 1 ※作成中
- ・様式（東部） 2 ※作成中
- ・様式（東部） 3 ※作成中
- ・様式（東部） 4 ※作成中

I 特定事業の選定に関する事項

1 事業内容に関する事項

(1) 事業名称

福岡市立東部地域小学校空調整備 P F I 事業

(2) 公共施設等の管理者

福岡市長 高島 宗一郎

(3) 対象となる事業の概要

福岡市（以下「市」という。）は、夏季の冷房を行う空気調和設備（以下「空調設備」という。）等を、市内の東部地域小学校 36 校（以下「対象校」という。）の普通教室約 800 教室（予定）に設置する、福岡市立東部地域小学校空調整備 P F I 事業（以下「本事業」という。）を行う。

なお、本事業の対象校及び所在地は、別添資料（東部）2「本事業の対象校一覧」を参照のこと。

(4) 事業目的

本事業は、空調設備を整備することにより、児童たちに望ましい学習環境を提供すること、また、事業実施に当たっては、民間の技術的能力等を最大限に活用して短期間に一斉導入することで学校間の公平性を確保するほか、維持管理を含めた効率的な運営でコスト削減を図ることを目的としている。

(5) 事業範囲

本事業は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。以下「P F I 法」という。）に基づき、市と事業契約を締結し、本事業を実施する事業者（以下「選定事業者」という。）が、対象校の普通教室約 800 教室（予定）における空調設備等の設計、施工、工事監理、空調設備等の市に対する所有権の移転、空調設備等の維持管理、空調設備等の移設等並びにこれらに付随し、関連する業務を行う。対象となる事業の範囲は以下のとおりとする。

ア 空調設備等の設計業務

(ア) 空調設備等の設計のための現況調査業務

(イ) 空調設備等の施工に係る設計業務（図面の作成等）

(ウ) その他、付随する業務（調整・報告・申請・検査等。なお、調整業務には、学校との調整も含む。）

イ 空調設備等の施工業務

(ア) 空調設備等の施工業務（施工業務には、当該空調設備等の導入に伴う、一切の工事（エネルギー関連の設備・配管の整備、デマンド監視装置の適切な設定等、植栽その他既存施設の移設・復元等）を含む。）

(イ) その他、付随する業務（調整・報告・申請・検査等。なお、調整業務には、学校との調整も含む。）

ウ 空調設備等の工事監理業務

- (ア) 空調設備等の施工に係る工事監理業務
- (イ) その他、付随する業務（調整・報告・申請・検査等。なお、調整業務には、学校との調整も含む。）

エ 空調設備等の所有権移転業務

- (ア) 施工完了後の市への空調設備等の所有権の移転業務

オ 空調設備等の維持管理業務

- (ア) 事業期間にわたる空調設備等の性能の維持に必要となる一切の業務（点検、保守、修繕、フィルター清掃、消耗品交換、その他一切の設備保守管理業務等）
- (イ) 緊急時対応業務（問い合わせ対応、緊急出動、緊急修繕等）
- (ウ) 空調設備等の運用に係るデータ計測・記録業務
- (エ) 空調設備等の運用に係るアドバイス業務（機器の使用方法に係る説明書の作成等）
- (オ) その他、付随する業務（業務マニュアルの作成、調整・維持管理記録の提出・報告、自主モニタリングによる確認、市が行うモニタリングへの協力、交付金申請手続きへの協力等。なお、調整業務には、学校との調整も含む。）
なお、エネルギー供給については、本事業の範囲に含めない。空調設備等の運転に必要となるエネルギー費用については、市が負担する。

カ 空調設備等の移設等業務

- (ア) 事業契約期間中に対象校の統廃合、移転、改修工事、設備工事等により空調設備の移設、増設、廃棄等（以下「移設等」という。）が必要となった場合の空調設備等の移設等業務
なお、上記の空調設備等の移設等業務にかかる費用については、市が負担する。

(6) 空調設備のエネルギーの種別

空調設備等の運転に必要となるエネルギーの種別については、事業者において電力、都市ガス及び液化石油ガスのいずれかから設定することとする。エネルギー価格、エネルギー供給における安定性及び環境への負荷等の観点から、適切なエネルギーを選択し、又はその組み合わせを選択し、提案すること。

(7) 事業方式

本事業は、選定事業者が、PFI法に基づき、自らの資金で空調設備等の設計業務、施工業務、工事監理業務を行った後、空調設備等の所有権移転業務により市に所有権を移転し、維持管理期間を通して空調設備等の維持管理業務等を行うBTO（Build-Transfer-Operate）方式により実施する。

(8) 選定事業者の収入

選定事業者の収入は、次のものからなる。
なお、支払い方法の詳細は、入札説明書等において提示する。

ア 空調設備等の設計・施工・工事監理・所有権移転に係る費用

市は、選定事業者が実施する本事業に要する費用のうち、空調設備等の設計・施工・工事監理・所有権移転に係る費用（以下、「整備費用」といい、選定事業者が、空調設備等の設計・施工・工事監理・所有権移転の実施に当たって金融機関等からの借り入

れ等を行う場合は、その金利分もこの整備費用に含む。)については、事業契約書においてあらかじめ定める額を維持管理期間にわたり選定事業者に支払う。

なお、整備費用の一部について、市は起債等を活用し、事業契約書においてあらかじめ定める額を所有権移転後に事業者に一括して支払うことを予定している。

イ 空調設備等の維持管理に係る費用

市は、空調設備等の維持管理業務に係る費用（以下、「維持管理費用」という。）については、事業契約書においてあらかじめ定める額を維持管理期間にわたり選定事業者を支払う。

(9) 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約締結日（平成27年4月を予定）から、平成40年3月31日までとする。

(10) 事業スケジュール（予定）

契約締結日	平成27年4月
設計及び施工期間	平成27年4月～平成27年8月
維持管理期間	平成27年9月～平成40年3月
事業終了	平成40年3月31日

(11) 遵守すべき法制度等

本事業を実施するにあたり、遵守すべき法規制及び適用される基準等については、要求水準書（案）を参照すること。

(12) 事業期間終了時の措置

選定事業者は、維持管理期間中の業務を適切に行い、事業期間終了時に、事業契約に定める水準を満たす状態とすることとする。

なお、事業期間終了時の水準は、市が示す要求水準に加えて、事業者が提案した事業終了時の性能水準に基づくことを想定しており、その旨を事業契約に規定する。

(13) 実施方針等の変更

実施方針及び要求水準書（案）（以下、「実施方針等」という。）の公表後における民間事業者からの質問、意見等、又は市内部での検討を踏まえて、実施方針は特定事業の選定までに、要求水準書（案）は入札公告までに内容を見直し、変更することがある。

実施方針等の変更を行った場合には、速やかにその内容を福岡市ホームページ（VII・5を参照のこと。以下同様とする。）に掲載し、公表する。

2 特定事業の選定に関する事項

(1) 特定事業の選定

市は、PFI法等に基づき、本事業を実施することにより、市自らが従来方式により実施した場合と比較して、効率的かつ効果的に本事業の実施ができると判断した場合、本事業を特定事業として選定する。

(2) 選定基準

本事業を特定事業として選定するかどうかは、PFI法に基づく事業として、効率的かつ効果的に実施できるかを、次の項目の評価の結果に基づいて判断することとする。

- ア ライフサイクルコストの比較算出による定量的な評価の結果
- イ サービス水準の向上等の定性的要因に関する客観的な評価の結果
- ウ 民間事業者に移転可能なリスクの評価の結果

(3) 選定結果の公表方法

本事業を特定事業として選定した場合は、その判断結果を、評価の内容とあわせて、福岡市ホームページ等に掲載し、公表する。

なお、特定事業の選定を行わないこととした場合においても、同様に公表する。

II 事業者の募集及び選定に関する事項

1 事業者選定に関する基本的な考え方

本事業は、選定事業者に、本事業の対象校の対象教室における空調設備等の設計、施工、工事監理、空調設備等の所有権移転、空調設備等の維持管理、空調設備等の移設等並びにこれらに付随し、関連する一切の業務の実施を求めるものである。また、事業期間も長期間にわたることから、選定事業者には、本事業を確実に遂行できる総合的な能力が求められる。

したがって、事業者の選定に当たっては、市が支払うサービス対価の額をはじめ、事業者の設計能力、施工能力、維持管理能力、資金調達能力等を総合的に評価することが必要となる。そのため、事業者の選定に当たっては、入札説明書等で定める条件や要求水準等を満たしていることを前提として、競争性の担保及び透明性の確保に配慮したうえで、総合評価制限付一般競争入札方式により事業者を選定する。

2 選定の手順及びスケジュール（予定）

事業者の選定に当たっては、次の手順で行うことを予定している。

日 程（予定）	内 容
平成 26 年 7 月 3 日	実施方針等の公表
7 月 3 日 ～ 7 月 14 日	第 1 回実施方針等に関する質問及び意見の受付
7 月 3 日 ～ 7 月 25 日	参考図書の貸与の受付
7 月 11 日	実施方針等の説明会
7 月 11 日 ～ 7 月 18 日	第 1 回現地見学会の申込み
7 月 15 日 ～ 8 月 25 日	第 2 回実施方針等に関する質問及び意見の受付
7 月 25 日 ～ 8 月 22 日	第 1 回現地見学会（全対象校）
8 月上旬	第 1 回実施方針等に関する質問及び回答の公表
9 月上旬	第 2 回実施方針等に関する質問及び回答の公表
9 月下旬	特定事業の選定及び公表
〃	入札説明書等の公表
〃	第 2 回現地見学会（モデル校 2 校）の申込み
〃	入札説明書等に関する説明会及び第 2 回現地見学会（モデル校 2 校）
9 月下旬 ～ 10 月上旬	入札説明書等に関する質問の受付
10 月中旬	入札説明書等に関する質問及び回答の公表
10 月下旬	参加表明書及び資格確認書類の受付
〃	資格確認結果の通知
12 月上旬	入札書及び提案書の受付
平成 27 年 1 月中旬	落札者の決定
2 月上旬	審査講評の公表
2 月中旬	基本協定の締結
〃	仮契約の締結
4 月上旬	事業契約の締結

3 事業者の募集及び選定手続き等

(1) 実施方針等の公表・説明会

本事業に対する民間事業者の参画促進に向けて、実施方針等に関する説明会を開催し、事業の内容、募集及び選定に関する事項、その他必要な事項について市の考え方を説明する。

説明会会場では資料を配付しないため、福岡市ホームページに掲載している実施方針等を印刷し、持参すること。

説明会の日時、開催場所及び参加申し込み方法は次のとおり。

ア 説明会の日時及び開催場所

開催日時 平成 26 年 7 月 11 日（金）14：00～（受付 13：30 から）

開催場所 早良市民センター 3 階 視聴覚室

福岡市早良区百道二丁目 2 番 1 号

電 話 092-831-2321

イ 参加申し込み方法

説明会への参加を希望する企業は、実施方針等説明会参加申込書（様式（東部）1）を福岡市ホームページからダウンロードし、必要な事項を記載の上、平成 26 年 7 月 9 日（水）午後 5 時までに、電子メール（ファイル添付）にて申込みをすること。

参加申込書のファイル形式は Microsoft Excel®とする。

申込みはⅦ・5 に示す「実施方針等に関する問い合わせ先」に行うこと。

なお、「福岡市立東部地域小学校空調整備 P F I 事業」「福岡市立西部地域小学校空調整備 P F I 事業」の両方に参加する場合は、それぞれの事業の参加申込書の様式を用いて提出すること。

(2) 参考図書の貸与

市は、現地見学会に先立ち、本事業の対象校現況資料及び対象校・対象室図示図面からなる参考図書を貸与する予定である。

貸し出し手続きのスケジュール及び詳細については、添付資料（東部）3 に記載している。

(3) 第 1 回現地見学会の開催

本事業の対象校の現地見学会を実施する。現地見学会は、全対象校を対象とした第 1 回現地見学会（7 月～8 月）と、入札公告後に行うモデル校 2 校を対象とした第 2 回現地見学会（9 月下旬を予定）の 2 回の開催を予定している。

第 1 回現地見学会の開催要領の概要は次のとおりであり、詳細な開催要領については、添付資料（東部）4 に記載している。

ア 期間（予定）

平成 26 年 7 月 25 日（金）～8 月 22 日（金）

イ 場所・日時

各校とも添付資料（東部）4 のとおり現地見学日時を設定し、当該日時に見学を希望する事業者から申込みを受け付ける。

ウ 参加申込み方法

第1回現地見学会への参加を希望する企業は、第1回現地見学会参加申込書（様式（東部）4）を福岡市ホームページからダウンロードし、必要な事項を記載の上、平成26年7月18日（金）午後5時までに、電子メール（ファイル添付）にて申込みをすること。

参加申込書のファイル形式はMicrosoft Excel®とする。

申込みはⅦ・5で示す「実施方針等に関する問い合わせ先」に行うこと。

（4）第1回実施方針等に関する質問及び意見の受付、及び回答の公表

実施方針等の質問及び意見のうち、下記アに係る内容については、次の要領により質問及び意見を受け付ける。受け付けた質問は、市の回答とともに公表する。意見については、本事業の実施に向けて活用を図ることを想定している。

ア 内容

第1回実施方針等に関する質問及び意見においては、実施方針等に係る内容全般に係る質問及び意見を受け付ける。

イ 受付期間

平成26年7月3日（木）～平成26年7月14日（月） 午後5時必着

ウ 提出方法

実施方針等に関する意見・質問書（様式（東部）2）を福岡市ホームページからダウンロードし、必要事項を記入の上、電子メール（ファイル添付）にて提出すること。

なお、質問・意見の対象については、実施方針等の本文及び添付資料（東部）1に限る。

質問書・意見書のファイル形式はMicrosoft Excel®とする。

申込みはⅦ・5に示す「実施方針等に関する問い合わせ先」に行うこと。

エ 質問及び回答の公表方法

実施方針に関する質問に対する回答は、福岡市ホームページに掲載し、公表する。

（5）第2回実施方針等に関する質問及び意見の受付、及び回答の公表

実施方針等の質問及び意見のうち、下記アに係る内容については、次の要領により質問及び意見を受け付ける。受け付けた質問は、市の回答とともに公表する。意見については、本事業の実施に向けて活用を図ることを想定している。

ア 内容

第2回実施方針等に関する質問及び意見においては、Ⅱ・3・（4）ア以外の空調設備等技術面に係る質問及び意見を受け付ける。

イ 受付期間

平成26年7月15日（火）～8月25日（月） 午後5時必着

ウ 提出方法及び質問及び回答の公表方法

第1回実施方針等に関する質問及び意見の受付、及び回答の公表と同様、（4）ウ及びエの方法を参照すること。

(6) 実施方針等（修正版）の公表

実施方針等に対する質問及び意見を踏まえ、実施方針等の修正を行うことがある。実施方針等の修正版の公表は、福岡市ホームページに掲載し、公表する。

(7) 特定事業の選定

市は、本事業がPFI法に基づく事業として実施することが適当であると判断した場合には、本事業を特定事業として選定し、その結果を公表する。

(8) 入札公告，入札説明書等の公表

特定事業として本事業を選定後、入札説明書，要求水準書，落札者選定基準，基本協定書（案），事業契約書（案），様式集，その他必要な文書（以下「入札説明書等」という。）を福岡市ホームページに掲載し、公表する。

(9) 入札説明書等に関する説明会及び第2回現地見学会（モデル校2校）

本事業に対する民間事業者の参入促進に向け、入札説明書等に関する説明会及び第2回現地見学会を開催し、市の考え方を説明する。

なお、具体的な日程，申込み方法等は、入札説明書において提示する。

(10) 入札説明書等に関する質問及び回答の公表

入札説明書等の記載内容についての質問を受け付ける。また、受け付けた質問は、市の回答とともに公表する。

なお、具体的な日程，申込み方法等は、入札説明書において提示する。

(11) 参加表明書及び資格確認書類の受付

本事業の入札に参加しようとする民間事業者から、参加表明書及び資格確認書類の提出を受け付ける。

なお、参加表明書及び資格確認書類の提出方法，時期，その他必要な書類の詳細等については、入札説明書において提示する。

(12) 参加資格確認

入札説明書等に基づき入札参加資格の審査を行う。確認の結果については、各入札参加者に対して通知する。

(13) 入札書及び提案書の受付

入札説明書等に基づき、入札参加資格審査通過者から入札書及び提案書（以下「提案書」という。）を受け付ける。

なお、入札書及び提案書の提出方法，時期，その他必要な書類の詳細等については、入札説明書等において提示する。

(14) 落札者の決定，事業契約等の締結

市は、最も優れた提案を行った事業者を落札者として決定する。

落札者の決定後、落札者と市は、基本協定を締結した後、市議会の議決を経て事業契約を締結する。

4 入札参加者の構成

(1) 入札参加者の構成と定義

入札参加者は、本事業を実施するために必要な能力を備えた企業（以下に定義する構成企業及び協力企業）で構成されるグループとする。

構成企業	入札参加者を構成する企業で、SPCに出資を行う企業
協力企業	入札参加者を構成する企業で、業務の一部をSPCから直接受託・請負するが、SPCには出資を行わない企業

(2) 構成企業等の明示

入札参加者が本事業の入札に参加する場合には、あらかじめグループの代表企業を定め、その代表企業が入札参加手続を行うこととする。

参加表明書及び資格審査書類の提出時には、入札参加者の構成企業及び協力企業について明らかにすること。

(3) 複数業務の禁止

入札参加者の構成企業又は協力企業が、I・1・(5)に示す複数の業務を兼ねて実施することは妨げないが、同一の事業対象個所（学校単位とする。）における「空調設備等の施工業務」と「空調設備等の工事監理業務」を同一の者又は資本面若しくは人事面において密接な関連のある者が兼ねてはならない。

なお、「資本面において密接な関連のある者」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える議決権を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者をいい、「人事面において密接な関連のある者」とは、当該企業の役員を兼ねている場合をいう（以下同じ。）。

(4) 複数応募の禁止

ア 入札参加者の構成企業及び協力企業は、他の入札参加者の構成企業及び協力企業になることはできない。また、各業務を担当する企業及び同企業と資本面又は人事面において密接な関連のある者についても、他の入札参加者の構成企業又は協力企業になることはできない。

イ 選定されなかった入札参加者のうち協力企業については、本事業契約締結後に事業者の業務等を受託することは可能とする。

ウ 同時に入札公告を行う「福岡市立西部地域小学校空調整備PFI事業」の入札参加者は、本事業の入札参加者となることはできない。

(5) 入札参加者の変更及び追加

本事業の入札への参加の意思を表明した入札参加者の変更は、市がやむを得ないと認めた場合を除き、原則として認めない。

5 入札参加者の備えるべき参加資格要件

入札参加者の構成企業及び協力企業は、以下の(1)及び(2)で規定する参加資格要件を、入札参加資格審査書類の受付締切日（以下「参加資格確認基準日」という。）に満たしていなければならない。当該要件を満たしていない入札参加者の応募は認めない。

また、入札参加資格審査書類に事実と異なる記載のあるものは、当初から参加がなかったものとみなす。

なお、選定委員会の委員公表日以降に、本事業について委員に接触を試みた者については、入札参加資格を失う。

(1) 入札参加者の共通参加資格要件

- ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者ではないこと。
- イ 参加表明書の受付締切日から提案書の提出締切日までの間において、福岡市競争入札参加停止等措置要綱（以下「措置要領」という。）に基づく競争入札参加停止、競争入札参加資格取消及び排除措置を受けていない者、又は措置要領に規定する措置要件に該当する者ではないこと。
- ウ 措置要領別表第 3 に該当する者ではないこと。
- エ 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）等、経営状態が著しく不健全であるものと認められないこと。
- オ 最近 2 年間の市町村税を滞納していないこと。
- カ 最近 2 年間の消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- キ 本事業についてアドバイザー業務に関係している以下の者又はこれらの者と資本面若しくは人事面において密接な関連がある者ではないこと。
 - ・三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社
（所在地：東京都港区虎ノ門五丁目 11 番 2 号）
 - ・株式会社東畑建築事務所
（所在地：大阪市中央区高麗橋二丁目 6 番 10 号）
 - ・弁護士法人 関西法律特許事務所
（所在地：大阪市中央区北浜 二丁目 5 番 23 号）
- ク 選定委員会の選定委員又は選定委員が属する企業と資本面又は人事面において密接な関連がある者ではないこと。
- ケ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律及び福岡市暴力団排除条例（平成 22 年福岡市条例第 30 号。以下、本条例という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員ではない事業者、又は、法人でその役員に暴力団員に該当する者のない事業者、若しくは、本条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者ではないこと。

(2) 業務を遂行する入札参加者の参加資格要件

本事業の各業務を担当する入札参加者は、業務ごとにそれぞれ次の要件を満たすこと。

- ア 「空調設備等の設計業務」を行う者の要件
 - (ア) 常勤の自社社員で、かつ、資格確認書類提出日において引き続き 3 箇月以上の雇用関係がある建築士法に基づく設備設計一級建築士または建築設備士の資格を持つ者を有していること。
 - (イ) 「平成 25・26・27 年度 福岡市競争入札参加資格者名簿」（以下「資格者名簿」という。）の「委託：設備設計」に登録されていること。

(ウ) 平成 16 年度以降に、完成済みの室内機 10 台以上かつ延べ床面積 500 m²以上の建物を対象とする空調設備の設計の元請としての実績を有していること。

イ 「空調設備等の施工業務」及び「空調設備等の移設等業務」を行う者の要件

(ア) 構成企業のうちの少なくとも 1 企業は、建設業法第 3 条第 1 項の規定による管工事に係る特定建設業の許可を受けていること。

(イ) 構成企業のうちの少なくとも 1 企業は、資格者名簿の「管工事」の A 等級に格付けされていること。

(ウ) 資格者名簿の「電気工事」、「管工事」のいずれかに登録されていること。

(エ) 資格者名簿の「管工事」にあつては、平成 16 年度以降に、完成済みの室内機 10 台以上かつ延べ床面積 500 m²以上の建物を対象とする空調設備の施工の元請としての施工実績を有していること。

ウ 「空調設備等の工事監理業務」を行う者の要件

(ア) 常勤の自社社員で、かつ、資格確認書類提出日において引き続き 3 箇月以上の雇用関係がある建築士法に基づく設備設計一級建築士または建築設備士の資格を持つ者を有していること。

(イ) 資格者名簿の「委託：設備設計」に登録されていること。

(ウ) 平成 16 年度以降に、完成済みの室内機 10 台以上かつ延べ床面積 500 m²以上の建物を対象とする空調設備の工事監理の実績を有していること。

エ 「空調設備等の維持管理業務」を行う者の要件

(ア) 維持管理業務を行うに当たって、選択したエネルギー方式での運用に必要な資格を持つ者を配置できること。なお、当該資格を持つ者は常勤の自社社員で、かつ、資格確認書類提出日において引き続き 3 箇月以上の雇用関係があること。

(イ) 平成 16 年度以降に、完成済みの室内機 10 台以上かつ延べ床面積 500 m²以上の建物を対象とする連続して 1 年以上の空調に関する維持管理実績を有していること。

(3) 市内業者の事業参画の要件等

入札参加者の構成企業のうち代表企業は、市内業者（福岡市内に本店を有する者をいう。以下同じ。）とする。また、空調設備等の設計業務、施工業務、工事監理業務、維持管理業務の各業務ともに、少なくとも 1 社は市内業者が構成企業又は協力企業として参画し、かつ、入札参加者を構成する構成企業及び協力企業の合計数のうち、過半数は市内業者が参画すること。

なお、事業者は、本事業の業務の一部又は全部を第三者に再委託又は請け負わせるにあたり、市内業者の選定に努めること。

(4) 参加資格の喪失

入札参加者が、参加資格確認基準日から落札者決定までの間に、参加資格要件を満たさなくなった場合は、原則として当該入札参加者の参加資格を取り消す。ただし、以下の場合においても記載の要件を満たした場合は引き続き有効とする。

ア 参加資格確認基準日から提案審査書類提出日の前日までに参加資格を喪失した場合
入札参加者の構成企業及び代表企業のうち、1 ないし複数の企業が参加資格を喪失

した場合において、参加資格を喪失しなかった企業（以下「残存企業」という。）のみ又は参加資格を喪失した企業（以下「喪失企業」という。）と同等の能力・実績を持つ新たな企業を構成企業又は協力企業として加え、入札参加者の再編成を市に申請し、提案審査書類の提出日までに市が認めた場合。ただし、残存企業のみで入札参加者の再編成を市に申請する場合は、当該残存企業のみで本実施方針に定める入札参加者の参加資格要件を満たしていることが必要となる。なお、当該申請では、喪失企業が行う予定であった業務を代替する企業の特定も行うこととする。ただし、応募企業のうち、代表企業が参加資格要件を喪失した場合は、当該入札参加者の参加資格を取り消す。

イ 提案審査書類提出日から仮契約締結日までに参加資格を喪失した場合

上記アと同様とする（なお、「提案書の提出日までに市が認めた場合」は、「落札者決定日までに市が認めた場合」に読み替える。）。ただし、応募企業のうち、代表企業が参加資格要件を喪失した場合は、当該入札参加者の参加資格を取り消す。

6 事業提案の審査及び事業者の選定に関する事項

(1) 選定委員会の設置及び基本的な考え方

事業提案の審査は、透明性・公正性及び競争性を確保することを目的に、学識経験者等により構成する福岡市立東部地域小学校空調整備PFI事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において行う。審査は資格審査と提案審査の二段階に分けて実施する。

なお、選定委員は以下のとおり。

選定委員＜後日公表予定＞

区分	専門・所属
学識経験者	建築・設備分野
学識経験者	設備・環境分野または教育分野
学識経験者	経済分野
学校現場代表	学校現場
行政代表	福岡市教育委員会

※なお、本事業について選定委員に接触を試みた者は、入札参加資格を失う。

(2) 審査の内容

選定委員会においては、入札額（本事業に係る費用）とともに、事業方針、事業実施体制、各業務に係る事業計画等について総合的に評価を行う。

市は、選定委員会の評価結果を受けて、最も優れた提案を行った参加者を落札者として決定する。

(3) 審査の手順

審査は、入札参加資格審査と提案審査の二段階に分けて実施する。なお、提案審査の際に、各参加グループに対してヒアリングを行うことがある。

ア 資格審査

入札参加者の各構成企業が基本的参加資格要件及び各担当業務の参加資格要件を満たしているかどうか審査する。満たしていないと判断した場合は失格とする。

イ 提案審査

提案審査は、入札参加資格審査を通過した者から提出された提案書類について、落札者決定基準に従い、市が入札価格の確認及び基礎審査を行う。その後、基礎審査を通過した入札参加者からの提案内容について、提案審査として下記の定量的評価及び定性的評価を行い、その加算によって最終的な落札者を決定する。

(ア) 定量的評価

入札価格及びエネルギー費用（事業期間内に空調設備等の運用に必要となるエネルギー量を基に算出した費用）を勘案して評価する。（評価方法は入札説明書等で示す。）

なお、入札価格が予定価格を超えた場合は失格とする。

(イ) 定性的評価

入札参加者が提出した提案書に基づき、事業理念、事業実施体制、各業務に係る事業計画等の項目についての提案内容を勘案して評価する。

(4) 落札者の決定・公表

入札参加者から提出された提案書を選定委員会が審査し、その結果を踏まえて、市が最も優れていると認めた入札参加者を落札者として決定する。

また、決定後、速やかに当該入札参加者に対して決定された旨を通知するとともに、福岡市ホームページに掲載し、公表する。

(5) 基本協定の締結

市と落札者は、入札説明書等及び提案審査書類に基づき、基本協定を締結する。この基本協定の締結により、落札者を事業予定者とする。

(6) 事業契約の締結

市と事業予定者は、基本協定に基づいて事業実施の特別目的会社（以下「SPC」という。）と市議会の議決を経て、事業契約を締結する。

(7) 事業者を選定しない場合

事業者の募集、評価及び事業者の選定において、最終的に入札参加者がいない場合、いずれの入札参加者の提案によっても公的財政負担の縮減の達成が見込めないなどの理由により、落札者を選定せず、特定事業の選定を取り消す場合がある。特定事業の選定を取り消した場合には、この旨を速やかに福岡市ホームページに掲載し、公表する。

7 提案審査書類の取扱い

(1) 著作権

提案審査書類の著作権は、入札参加者に帰属する。ただし、市が福岡市情報公開条例に基づき応募内容を公表する場合、その他市が必要と認めるときには、市は提出書類の全部または一部を無償で使用できるものとする。

また、契約に至らなかった入札参加者の提案については、市による事業者選定過程等の説明以外の目的には使用しないものとする。

(2) 特許権等

提案内容に含まれる特許権，実用新案権，意匠権，商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料，施工方法，維持管理方法等を使用した結果生じた責任は，原則として入札参加者が負うこととする。

8 S P C の設立等

事業予定者は，仮契約締結までに会社法（平成 17 年法第 86 号）に定める株式会社として S P C を設立し，構成企業は当該会社に対して出資するものとする。このうち代表企業の出資比率は，出資者中最大とすること。なお，S P C は，福岡市内に設立するものとする。

「空調設備の所有権移転業務」については，S P C が自ら実施することとする。

S P C は，その資本金が本事業を安定的に実施するのに十分な額である閉鎖会社であり，取締役会及び監査役を設置する株式会社でなくてはならない。

S P C の株式については，事業契約が終了するまで，市の事前の書面による承諾がある場合を除き，譲渡，担保権等の設定その他の一切の処分を行うことを禁止する。

III 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1 リスク分担の方法等

(1) リスク分担の基本的考え方

本事業においては、最も適切にリスクを管理することのできる者が当該リスクを担当するとの考え方にに基づき、市と事業者が適正にリスクを分担することを基本とする。

したがって、事業者の担当する業務に係るリスクについては、基本的には事業者が負う。ただし、市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、市がそのすべて又は一部を負う。

(2) 予想されるリスクと責任分担

市と事業者とのリスク分担は、原則として別添資料（東部）1によることとする。具体的内容については、実施方針に対する意見等の結果を踏まえ、入札説明書等において示し、詳細については事業契約書において定める。

(3) リスクが顕在化した場合の費用負担の方法

市又は事業者のいずれかが責任を負うべきとしたリスクが顕在化した場合に生じる費用は、原則としてその責任を負う者が全額負担する。また、市及び事業者が分担して責任を負うべきとしたリスクが顕在化した場合に生じる費用の負担方法については、入札説明書等において示し、詳細については事業契約書において定める。

2 業務品質の確保

(1) 提供されるサービスの水準

本事業において実施する業務のサービス水準については、要求水準書として提示する。

(2) 事業者による業務品質の確保

事業者は、業務のサービス水準を維持改善するよう、事業者自ら、業務のマネジメント及びセルフモニタリングを実施する。なお、詳細については、事業契約書案において提示する。

(3) 事業の実施状況のモニタリング

市は、事業者が実施する空調設備等の設計、施工、工事監理、維持管理及び移設の各業務についてモニタリングを行う。その方法及び内容等については、事業契約書案において提示する。

(4) モニタリング結果に対する措置

市は、モニタリングの結果、事業者が実施する空調設備等の設計、施工、工事監理、維持管理及び移設の各業務の水準が市の要求水準を満たしていないことが判明した場合、改善勧告やサービスの対価の減額等の措置を行う。

その方法及び内容等については、事業契約書案において提示する。

IV 事業計画又は協定の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

1 疑義対応

事業契約の解釈について疑義が生じた場合は、市と事業者は誠意を持って協議するものとし、協議が調わない場合は、事業契約書に規定する具体的措置に従うものとする。

2 紛争処理機関

事業契約に関する紛争については、福岡地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

V 事業の継続が困難になった場合における措置に関する事項

1 本事業の継続に関する基本的な考え方

事業予定者においては、SPCの設立等により出資者からの倒産隔離をあらかじめ講じることとする。また、事業の継続が困難となる事由が発生した場合は、事業契約書で定める事由ごとに、市及び事業者の責任に応じて、必要な修復その他の措置を講じることとする。

2 継続が困難となった場合の措置

本事業において、事業の継続が困難となった場合の措置は、以下のとおりとする。

(1) 事業者の責めに帰すべき事由の場合

ア 事業者の提供するサービスが事業契約書に定める要求水準を満たしていない場合、その他事業契約書で定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、市は、事業者に対して指導等を行い、一定期間内に改善策の提出・実施を求めることができるものとする。この場合において事業者が当該期間内に改善又は修復をすることができなかつたときは、市は、事業契約を解除することができるものとする。

イ 事業者の財務状況が著しく悪化したことその他事業契約書で定める事業者の責めに帰すべき事由により、事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、市は、事業契約を解除することができるものとする。

ウ 上記ア、イのいずれの場合においても、市は、事業契約に基づき事業者に対して違約金等の支払いを求めることができるものとする。

(2) 市の責めに帰すべき事由の場合

ア 市の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、事業者は、事業契約を解除することができるものとする。

イ 上記アの規定により事業者が事業契約を解除した場合は、事業者は、生じる損害について賠償を求めることができるものとする。

(3) 当事者の責めに帰すことのできない事由の場合

ア 不可抗力、その他市又は事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合は、市と事業者は、事業継続の可否について協議を行う。

イ 一定の期間内に協議が調わないときは、それぞれ相手方に事前に書面による通知を行うことにより、市及び事業者は、事業契約を解除することができるものとする。

ウ 上記アの規定により事業契約が解除される場合、事業者は、生じる損害について賠償を求めることができるものとするが、具体的な内容については、入札説明書等において示す。

(4) その他

その他、事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、事業契約書に定めることとする。

3 融資機関又は融資団と市との協議

市は、本事業の安定的な継続を図ることを目的として、事業者に本事業に係る資金を供給する融資機関又は融資団と協議を行い、当該融資機関又は融資団と直接協定を締結することがある。

VI 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

1 法制上及び税制上の措置

現時点で、市は本事業に関する法制上及び税制上の措置等は想定していない。
市は、事業者による業務実施に必要な許認可等の取得に関し、協力することとする。

2 財政上及び金融上の支援

市は、本事業に関する財政上及び金融上の支援等は想定しておらず、財政上及び金融上の提案については、入札参加者が自らのリスクで実行することとする。

市は、国からの交付金の交付を受けることを想定しているが、本項に定める場合を除き、事業者に対する補助、出資等の支援は行わない。なお、事業者は、市が行う交付金申請に係る手続き等に対して必要な協力を行うこととする。

3 学校施設の利用等に関する事項

本事業における空調設備等の施工等に必要な敷地及び既存の学校施設・設備については、建設期間中の行政財産（土地・建物）の無償使用に係る取扱いについて、貸付に係る条件等を明記した土地・建物使用貸借契約を締結する。

VII その他、特定事業の実施に関し必要な事項

1 議会の決議

本事業の実施に当たっては、その予算措置として、債務負担行為の設定に関する議案を平成26年福岡市議会第4回定例会に上程する予定である。

2 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報提供は、適宜、福岡市ホームページに掲載して行う。

3 本事業において使用する言語、通貨単位等

本事業において使用する言語は、日本語、単位は、計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は、円、時刻は、日本標準時とする。

4 入札参加に伴う費用負担

事業者の入札参加にかかる費用については、すべて事業者の負担とする。

5 実施方針等に関する問い合わせ先

実施方針等に関する問い合わせ先は以下のとおりとする。なお、問い合わせに対する回答については、公平を期すため、福岡市ホームページに掲載し、公表する。

担当	福岡市教育委員会●●●●
住所	〒810-8621 福岡市中央区天神一丁目8番1号
電話	092-●●●●-●●●●
FAX	092-●●●●-●●●●
ホームページアドレス	http://www.city.fukuoka.lg.jp/
電子メールアドレス	●●●●@city.fukuoka.lg.jp

リスク分担表（案）

[リスク分担(案)凡例： ○主たるリスクの負担者，△ 従たるリスクの負担者]

■共通段階

リスク項目	No	リスク内容	リスク分担		
			市	事業者	
入札説明書リスク	1	入札説明書等の各種公表文書に誤りや市の理由による変更に関するもの	○		
制度関連リスク	法令変更リスク	2	本事業に係る根拠法令の変更，新たな規制立法の成立など	○ ※1	
		3	本事業のみならず，広く一般的に適用される法令の変更や新規立法		○
		4	消費税および地方消費税に関する変更	○	
	税制変更リスク	5	法人税に関する変更		○
		6	消費税，法人税以外で，本事業に係る新税の成立や税率の変更	○	
		許認可等リスク	7	事業管理者として市が取得すべき許認可の遅延	○
	8		業務の実施に関して選定事業者が取得すべき許認可の遅延		○
	政策変更リスク	9	政策変更（事業の取りやめ，学校統廃合，その他）等による事業への影響	○ ※2	
	社会リスク	住民対応リスク	10	空調設備の設置および事業方針に関する住民反対運動，訴訟，要望などへの対応	○
11			選定事業者が行う調査，建設に関する近隣住民の訴訟，苦情，要望などへの対応		○
環境リスク		12	選定事業者が行う業務に起因する環境問題（騒音，振動，臭気，有害物質の排出など）に関する対応		○
第三者賠償リスク		13	選定事業者の行う業務に起因する事故，事業者の維持管理業務の不備に起因する事故などにより第三者に損害を与えた場合		○
		14	市の責任により生じた事故で第三者に与えた損害の賠償	○	
不可抗力リスク	15	計画段階で想定していない（想定以上の）暴風，豪雨，洪水，高潮，地震，地滑り，落盤，落雷などの自然災害，および，戦争，暴動その他の人為的な事象による設備等の損害，維持管理業務の変更によるもの	○ ※3	△ ※3	
経済リスク	資金調達リスク	16	事業に必要な資金の確保		○
	物価変動リスク	17	設計・建設段階の物価変動（空調設備の整備費に関するもの）		○
		18	維持管理段階の物価変動（空調設備の維持管理費に関するもの）	△ ※4	○ ※4
	金利変動リスク	19	空調設備の整備費の割賦金利の変動		○

■設計・施工段階

リスク項目	No	リスク内容	リスク分担		
			市	事業者	
測量・調査リスク	20	市が提供する敷地・校舎図面に重大な誤りがあった場合	○		
	21	選定事業者が実施した測量，調査等に不備があった場合		○	
	22	選定事業者が実施した測量，調査の結果，既存校舎の構造等に当初想定できなかった重大な欠陥が発見された場合	○		
計画リスク	設計リスク	23	選定事業者が実施した設計に不備があった場合	○	
	計画変更リスク	24	市の要望による設計条件の変更等を行う場合	○	
工事リスク	工事費増加リスク	25	選定事業者の責めに帰すべき事由による工事費の増加	○	
		26	市の責めに帰すべき事由による工事費の増加	○	
	工期遅延リスク	27	選定事業者の責めに帰すべき事由により，契約期日までに施設整備が完了しない場合		○
		28	市の責めに帰すべき事由により，契約期日までに施設整備が完了しない場合	○	
工事監理リスク	29	工事監理の不備により工事内容，工期などに不具合が発生した場合		○	
要求性能未達リスク	30	工事完了後，公共側の検査で要求性能に不適合の部分，施工不良部分が発見された場合		○	
技術進歩リスク	31	計画・建設段階における技術進歩に伴い，空調設備の内容に変更が必要となる場合	○		

■維持管理段階

リスク項目	No	リスク内容	リスク分担		
			市	事業者	
維持管理リスク	要求水準未達リスク	32	事業者の行う維持管理業務の内容が契約書に定める水準に達しない場合	—	○
	性能リスク	33	市が本事業とは別に行った工事等に伴う性能の低下	○	—
		34	設備機器の通常劣化等による性能の低下	—	○
	施設瑕疵リスク	35	事業期間中に空調設備の瑕疵が発見された場合	—	○
	維持管理費増加リスク	36	市の要因（業務内容、対象範囲の変更指示等）による維持管理費の増加	○	—
		37	市の要因以外の要因による維持管理費の増加（不可抗力、物価変動等、他のリスク分担項目に含まれるものを除く）	—	○
	設備損傷リスク	38	空調設備の劣化に対して、事業者が適切な維持管理業務を実施しなかったことに起因する施設の損傷	—	○
		39	市の責めにより空調設備が毀損傷した場合	○ ※5	—
		40	選定事業者の責めにより空調設備が損傷した場合	—	○
運営リスク	エネルギーコスト変動リスク	41	エネルギーの単価が変動する場合	○	—
		42	空調設備の使用時間が変動する場合	○	—
	43	空調設備の性能未達及び想定以上の性能劣化、想定以上の最大需要電力の増加によるエネルギーコストの増加	—	○ ※6	
事業期間終了時の性能リスク	44	事業期間終了時における要求水準の保持		○	

【注釈】

- ※1 環境関連の基準変更によって導入機器への要求仕様が変更となった場合などについては、基本的に市が負担するが、事業者においても、変更後の要求仕様に適合させるための一定の努力を義務づけるものとする。
- ※2 政策変更（事業の取りやめ、学校統廃合、その他）等による事業への影響により、事業者に追加費用が発生した場合、その費用は市が負担するものとする。ただし、当該事由により、維持管理の内容又は対象範囲が変更される場合は、変更の内容に応じて、市が選定事業者に支払う維持管理に係る費用を改定することを条件とすることとする。
- ※3 不可抗力事由により、市に追加費用その他損害が発生した場合、市は事業者に損害賠償請求を行わないこととし、事業者に追加費用その他損害が発生した場合または、第三者

に損害が発生し市または事業者において当該第三者に対して責任を負うべき場合は、一定の金額までを事業者の負担、それを超えるものについては市の負担とする。より詳細な負担方法については、事業契約書（案）において提示する。

※4 物価変動等に一定程度の下降または上昇があった場合には、調整を行う。より詳細な調整方法については、事業契約書（案）において提示する。

※5 「市の責めにより空調設備が毀損傷した場合」には、市の職員、児童・生徒、教職員、児童・生徒の保護者等、学校の通常利用者によるものも含む。

※6 事業期間中に空調機器の性能が、事業者の設定する性能を下回った場合（瑕疵又は故意、重過失による要求水準の未達は除く）、事業者は一定の期間内に性能低下の回復を図る義務があり、これを怠る場合には、別途ペナルティーが課される。また、これに起因して増加するエネルギーコストは事業者が負担することとする。

本事業の対象校一覧（東部地域小学校 P F I 事業）

通し 番号	番号	学校名	所在地	電話	F A X
1	44	名島小学校	東区名島五丁目 5 番 1 号	681-3366	681-3367
2	80	城浜小学校	東区城浜団地 3 1 番 1 号	661-6915	661-6961
3	81	若宮小学校	東区若宮三丁目 1 2 番 1 号	661-6655	661-6916
4	85	西戸崎小学校	東区西戸崎六丁目 3 番 1 号	603-0046	603-0208
5	90	美和台小学校	東区美和台二丁目 2 5 番 1 号	606-4755	606-4789
6	91	八田小学校	東区八田二丁目 1 5 番 1 号	671-4080	671-4085
7	102	和白東小学校	東区高美台二丁目 8 番 1 号	607-0621	607-2978
8	110	香椎東小学校	東区香椎台一丁目 9 番 1 号	681-1511	681-1557
9	122	青葉小学校	東区青葉三丁目 9 番 1 号	691-2301	691-2302
10	123	奈多小学校	東区奈多団地 4 0 番 1 号	607-7177	607-7178
11	132	香椎下原小学校	東区下原一丁目 4 番 1 号	682-3906	682-3907
12	136	千早西小学校	東区香椎浜一丁目 4 番 1 号	682-1089	682-1090
13	142	香陵小学校	東区香椎浜四丁目 3 番 2 号	682-0022	682-0063
14	144	松島小学校	東区松島一丁目 3 9 番 1 号	612-5511	612-5512
15	146	三苦小学校	東区三苦七丁目 3 6 0 番地	606-6075	606-6058
16	149	照葉小学校	東区香椎照葉二丁目 2 番 1 号	681-1310	681-1311
17	46	春住小学校	博多区博多駅南五丁目 3 番 1 号	431-2315	431-2322
18	48	那珂小学校	博多区那珂三丁目 1 0 番 1 号	431-4979	431-4956
19	25	三宅小学校	南区三宅二丁目 2 3 番 1 号	541-6468	541-6469
20	26	花畑小学校	南区花畑三丁目 3 4 番 1 号	565-4983	565-4984
21	36	西高宮小学校	南区平和一丁目 6 番 5 5 号	531-8136	581-8137
22	39	日佐小学校	南区横手三丁目 4 2 番 1 号	591-5028	591-5038
23	40	宮竹小学校	南区井尻一丁目 1 番 1 号	581-0361	581-0424
24	45	大楠小学校	南区大楠三丁目 1 0 番 1 号	522-8211	522-8212
25	55	若久小学校	南区若久一丁目 1 2 番 1 号	541-4210	541-4227
26	71	老司小学校	南区老司三丁目 2 番 1 号	565-2529	565-2651
27	73	長住小学校	南区長住四丁目 5 番 3 9 号	541-2931	541-2932
28	75	筑紫丘小学校	南区南大橋一丁目 1 3 番 1 号	551-1572	551-1575
29	76	西花畑小学校	南区桧原二丁目 2 0 番 1 号	565-1573	565-1574
30	77	弥永小学校	南区弥永四丁目 2 番 1 号	581-5585	581-5558
31	86	東花畑小学校	南区屋形原二丁目 2 3 番 1 号	566-7700	566-7701
32	89	長丘小学校	南区長丘二丁目 2 2 番 4 2 号	511-1350	511-1413
33	112	東若久小学校	南区若久三丁目 3 7 番 1 号	561-8020	561-7855
34	130	大池小学校	南区多賀二丁目 8 番 1 号	561-1016	561-1046
35	134	塩原小学校	南区塩原一丁目 2 7 番 1 号	551-1355	551-1429
36	138	柏原小学校	南区柏原五丁目 2 1 番 1 号	565-4555	565-4556

※本一覧は平成 26 年 6 月 27 日現在のもので、今後変更することがあります。